

令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金交付要綱

砥部町告示第168号

令和6年7月9日

(趣旨)

第1条 この告示は、えひめ中央農業協同組合(以下「事業実施主体」という。)が、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実施要領(令和6年砥部町告示第167号。以下「要領」という。)に基づき実施する事業について、予算の範囲内において、砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金(以下「補助金」という。)を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(経費の流用)

第3条 要領の別表に掲げる事業項目間の相互流用をしてはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに事業実施主体に通知するものとする。

- 2 前項の場合において町長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更承認申請)

第6条 前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた事業実施主体は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第7条 町長は、前条の変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認め

たときは、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、速やかに事業実施主体に通知するものとする。

2 前項の場合において町長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の中止及び廃止)

第8条 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 事業実施主体は、12月31日現在における事業遂行状況を、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等遂行状況報告書(様式第6号)により、1月11日までに町長に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 事業実施主体は、補助事業の完了した日から起算して10日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて、町長に報告しなければならない。

2 第4条第2項ただし書により交付申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するにあたって、第4条第2項ただし書に該当した場合であって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第8号)により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条第1項の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金額確定通知書(様式第9号)により、速やかに事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた事業実施主体は、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金精算払請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の精算払請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第14条 町長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補

助金の一部又は全部を概算払することができる。

- 2 事業実施主体は、概算払の交付を受けようとするときは、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金概算払請求書(様式第11号)に関係書類を添えて、町長に請求しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第15条 事業実施主体は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(財産の管理)

第16条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、補助金等の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

- 2 事業実施主体は、取得財産等のうち機械及び重要な器具で、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超えるものを、町長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 3 前項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

- 4 事業実施主体は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 5 町長の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

(関係書類の保管)

第17条 事業実施主体は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 町長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長はその全部又は一部の補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表(第2条、第5条関係)

補助対象経費	補助率	重要な変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
要領に基づいて、事業実施主体が行う事業に要する経費	2分の1以内。 ただし、令和2年7月豪雨の被災を受けた農業施設整備については3分の2以内とし、改植の場合、かんきつ類への改植153,000円/10a、かんきつ類以外への改植113,000円/10aの定額とする。	町補助金の増減があるとき。	事業実施主体の変更があるとき。

様式第 1 号(第 4 条関係)

令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金交付申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等を実施したいので、令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、補助金
円を交付されるよう別添のとおり関係書類を添えて申請します。

(注)添付書類は、様式第 1 号- 1 とする。

様式第1号-1

1 事業の目的（事業の成果と今後の展開）

2 事業の内容

事業実施 主体名	地区名	事業 項目	事業 区分	事業の内容	事業費
					円
		計			
		消費税相当額			
		計			
		消費税相当額			
小 計					
消費税相当額					
合 計					

(注) 1 事業項目ごとに計を設けること。

2 事業項目の欄については、「未来型果樹産地強化支援」は1、「紅プリンセス等生産支援」は2とすること。事業区分の欄については、「豪雨災害復興支援」は①、「未来型果樹園づくり推進支援」は②、「集出荷貯蔵施設の高度化支援」は③、「2024年問題対策の啓発活動支援」は④と記載すること。事業項目が2の場合、事業区分の欄は記載不要。

3 事業内容が改植の場合、事業費の欄に補助金額(定額)の3倍の額を記載すること。

3 経費の配分

事業 項目	事業 区分	総事業費 (A+B+C)	補助事業に要する (要した) 経費 (A+B)	負担区分		
				町費 (A)	農協負担 (B)	その他 (C)
		円	円	円	円	円
	計					
	計					
	合計					

(注) 1 事業項目ごとに計を設けること。

2 事業項目の欄については、「未来型果樹産地強化支援」は1、「紅プリンセス等生産支援」は2とすること。事業区分の欄については、「豪雨災害復興支援」は①、「未来型果樹園づくり推進支援」は②、「集出荷貯蔵施設の高度化支援」は③、「2024年問題対策の啓発活動支援」は④と記載すること。事業項目が2の場合、事業区分の欄は記載不要。

4 事業完了(予定)年月日

令和 年 月 日

5 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
	円	円	円	円
町費				
農協負担				
その他				
合計				

(2) 支出の部

事業 項目	事業 区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
				増	減
		円	円	円	円
	計				
	計				
	合計				

(注) 1 事業項目ごとに計を設けること。

2 事業項目の欄については、「未来型果樹産地強化支援」は1、「紅プリンセス等生産支援」は2とすること。事業区分の欄については、「豪雨災害復興支援」は①、「未来型果樹園づくり推進支援」は②、「集出荷貯蔵施設の高度化支援」は③、「2024年問題対策の啓発活動支援」は④と記載すること。事業項目が2の場合、事業区分の欄は記載不要。

6 補助金算定表

事業 項目	事業 区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	県補助金額
		円		円	円
	計		—		
	計		—		
	合計		—		

(注) 1 事業項目ごとに計を設けること。

2 事業項目の欄については、「未来型果樹産地強化支援」は1、「紅プリンセス等生産支援」は2とすること。事業区分の欄については、「豪雨災害復興支援」は①、「未来型果樹園づくり推進支援」は②、「集出荷貯蔵施設の高度化支援」は③、「2024年問題対策の啓発活動支援」は④と記載すること。事業項目が2の場合、事業区分の欄は記載不要。

7 添付書類

- (1) 実施位置図
- (2) 実施設計書(実績報告にあつては出来高設計書)又は見積書(実績報告にあつては、売買契約書、納品書等の写し)
- (3) 実績報告にあつては実績の根拠となる写真
- (4) 未来型果樹園づくり推進支援又は集出荷施設の高度化推進支援に取り組む場合にあつては、ソフトメニュー実施計画(実績報告にあつてはソフトメニュー実績)(様式任意※参考様式)
- (5) その他町長が必要と認めた書類

(注) 1 添付書類について、すでに提出した資料と記載内容が重複する場合には、省略できる。

(参考様式)

未来型果樹産地強化支援事業ソフトメニュー実施計画(実績)

(事業実施主体名)

1 項目

2 事業目的

3 内容

4 期待される効果(結果)

(5 今後の展開)

様式第2号(第5条関係)

令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金交付決定通知書

砥部町指令 砥農林第 号
令和 年 月 日

事業実施主体 様

砥部町長 

令和 年 月 日付けで申請のあった、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等については、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり補助金を交付します。

記

1 補助金の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等とし、補助金の額については次のとおりとする。

補助金の額 金 円

2 補助金の区分は、申請書の経費の配分の欄の記載のとおりとする。

3 事業実施主体は、補助事業を執行するにあたって、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金交付要綱及び令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実施要領に従わなければならない。

4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、事業完了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

5 この補助金に係る交付決定の条件に違反したときは、当該補助金の額の確定後においても、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

様式第3号(第6条関係)

令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等変更承認申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金の交付決定通知があった、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等を、下記のとおり変更したいので、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容

(注) 以下、様式第1号-1に準じて記載し、変更前と変更後の内容等を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、交付申請に添付したものから変更があったものについては、その変更後のものを添付すること。

様式第4号(第7条関係)

令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金変更交付決定通知書

砥部町指令 砥農林第 号
令和 年 月 日

事業実施主体 様

砥部町長 

令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等については、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり補助金を変更して交付します。

記

補助金の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等とし、補助金の額については次のとおりとする。

変更前の補助金の額 金 円
変更後の補助金の額 金 円

様式第5号(第8条関係)

令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金の交付決定通知があった、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等を、中止(廃止)したいので、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおりその承認を申請します。

記

- 1 事業の中止(廃止)の理由
- 2 中止の期間(廃止の時期)

様式第6号(第9条関係)

令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等遂行状況報告書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金の交付決定通知があった、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等について、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業項目	総事業費	事業の遂行状況				備考
		12月31日までに完了したもの		1月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 事業項目ごとに記載すること。

様式第7号(第10条関係)

令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等実績報告書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金の交付決定通知があった、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等の実績について、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて別添のとおり報告します。

(注) 添付書類は、様式第1号-1に準ずるものとする。

様式第 8 号(第 10 条関係)

令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金に係る仕入れに係る消費税
等相当額報告書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金の交付決定通知があつた、令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等について、令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第 11 条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け、砥農林第 号による額の確定通知額)
金 _____ 円
- 2 補助金額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 _____ 円
- 4 補助金返還相当額(3 - 2)
金 _____ 円

(注) 参考となる資料を添付すること。

様式第9号(第11条関係)

令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金額確定通知書

砥農林第 号
令和 年 月 日

事業実施主体 様

砥部町長 

令和 年 月 日付けで実績報告のあった、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業等については、令和6年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第 10 号(第 12 条関係)

令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金精算払請求書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体 

令和 年 月 日付け、砥農林第 号で補助金の確定通知があった、令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金について、令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

内 訳

事業項目	
確定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円

(注) 事業項目ごとに記載すること。

様式第 11 号(第 14 条関係)

令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金概算払請求書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体 印

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金の交付決定通知があった、令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金について、令和 6 年度砥部町未来型果樹産地強化支援事業費等補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

内 訳

事業項目	
交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

- (注) 1 概算払の理由、請求額の根拠等がわかる資料を添付すること。
2 事業項目ごとに記載すること。